令和３年第７回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年７月２８日（水）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第３５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第６　　議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第７　　議案第３７号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第８　　議案第３８号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

日程第９　　議案第３９号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について

令和３年第７回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　１　）

日程第５

議案第３５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　２　）

日程第６

議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　９　）

日程第７

議案第３７号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　３　）

日程第８

議案第３８号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　２５　）

日程第９

議案第３９号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について

可決（　３　）

令和３年第７回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　７月２８日（水曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　７月２８日（水曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

欠席者なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長
事務局　課長補佐
事務局　主　事
農政企画係　係長

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第７回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に３番委員の内村介貞さんと４番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計7件10筆12,066㎡、うち田が7筆9,188㎡、畑が3筆2,878㎡でございます。詳細については総会資料3頁109番から4頁115番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてであります。合計

1件1筆696㎡、畑が1筆696㎡でございます。詳細について担当が、ご説明いたします。

事務局
議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料6頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。
受付番号23番、受付年月日：令和3年7月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：696 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）
受付番号23番は7月22日に第4ブロック委員3名で現地確認及び聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で水稲及び果樹の生産を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、農作業に従事する人は2名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。尚、申請地は畑でありますが、竹が生い茂り、廃物等が散乱しておりましたが、受人が重機で整地されております。事務局とも現地確認をした結果、もう少し整備をするということを条件に許可相当と判断いたしました。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）
何かご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 23 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 23 番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第５、議案第３５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提

案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第３５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計2件3筆1,414㎡、畑が3筆1,414㎡でございます。詳細について担当が2件続けて、ご説明いたします。

事務局
議案第３５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてご説明いたします。総会資料の8頁及び別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号 4 番、許可年月日：平成〇〇年〇月〇〇日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇，転用事業者は〇〇〇〇他1名、事業を遂行できない理由は事業を着工できなかった為断念したという理由です。後ほど5条申請41番で、ご説明いたします。

続きまして、受付番号 5 番、許可年月日：昭和〇〇年〇月〇〇日、許可番号〇〇，転用事業者は〇〇〇〇、事業を遂行できない理由は被承継人は仕事も引退し、新たな資材置場も必要なくなったためです。後ほど 5 条申請 42 番で、ご説明いたします。以上です。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号4番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号4番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号5番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号5番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 9 件 12 筆 5859.77 ㎡、うち田が 2 筆 910 ㎡、畑が 10 筆　4949.77 ㎡でございます。詳細について 9 件続けて、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の１０頁 41 番から 12 頁 49 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 41 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：858 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅及び店舗、駐車場です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 42 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：〇〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：556 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅及び通路です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 43 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：特定非営利活動法人　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：539（うち 223.18）㎡です。賃貸借権の設定です。転用目的は駐車場です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 44 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：774 ㎡です。贈与による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 45 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：㈱〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：新馬場〇〇番〇〇、地目：田、面積：432 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅 2 棟の建設です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 46 番、受付年月日：令和 3 年 7 月 12 日、受人：〇〇〇〇他

1名、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇番〇〇他1筆、地目：畑、合計面積：241.59㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第3種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号47番、受付年月日：令和3年7月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字栗原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：478㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第3種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号48番、受付年月日：令和3年7月12日、受人：〇〇〇〇他1名、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇〇他1筆、地目：畑、合計面積：544 ㎡です。使用貸借権の設定です。転用目的は一般個人住宅及び駐車場です。こちらの農地は第3種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号49番、受付年月日：令和3年7月12日、受人：株式会社〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字田尻〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,753㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電施設です。こちらの農地は第2種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）
受付番号41番は7月22日に第1ブロック委員3名各自で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は平成〇〇年〇月〇〇日付けで転用の許可を受けていましたが、転用許可後に事業計画の代表者が体調を崩し、治療に専念するために会社を退職されたため、事業資金を工面することが出来なくなりました。そのまま、計画を実施することなく死亡されました。共有者も事業計画の遂行は困難と判断されたため、事業計画変更の申請がされたものです。今回は内装業の方が譲り受け人で、土地の選定において、一般個人住宅と店舗及び駐車場のスペースを十分に確保できる面積を有していることから、今回の申請に至ったものです。申請地内の雨水は雨水桝を設置し、集水後は地下浸透で処理されます。また、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ排水されることから、特に問題なく、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 42 番も 7 月 22 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は資材置場として、昭和〇〇年〇月〇〇日付けで転用許可を受けていましたが、自宅近くに土地を購入し、資材置場として利用されておりましたので、当時の申請時には造成工事を保留され、現在に至っております。今回は借家生活をされている申請人が一般個人住宅建設を計画され、事業計画変更とともに再申請をされたものです。雨水については雨水桝を設置し既設側溝へ、生活排水等は公共下水道に接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

２番委員（上水広志）

受付番号 43 番は 7 月 23 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは次の 44 番で所有権移転が上がっていますが、それに関連しています。申請地はすでに駐車場として使用されており、経緯としましては、施設を建設する際に関連事業者の駐車場として使用させてもらっていた土地を、そのまま施設の職員駐車場として使用していたということです。今回、44 番の申請が上がったため無許可で使用していた土地を転用申請されたものです。駐車場として使用するため、生活排水等は発生せず、雨水については地下浸透ということです。境界にはブロック塀を設置し、土砂流出がないようにしますということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 44 番も 7 月 23 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは渡人の息子さんが個人住宅を建築したいということで、渡人の所有する土地を息子さんへ贈与し住宅を建築されるための贈与による所有権移転となっております。面積が 500 ㎡を超えていますが、内訳としましては住宅と通路、家庭菜園となっております。生活排水等は合併浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。雨水は雨水桝を設置し既設側溝へ排水し、境界にはブロック塀を設置し、隣接地に支障のないように配慮するということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 45 番は 7 月 22 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は不動産業を経営されています。今回、申請地を購入し 2 筆に分筆して建売住宅 2 棟の建築を計画されるものです。雨水については北側既設側溝へ排水され、生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 46 番、7 月 22 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は〇〇在住で、現在は借家生活をされていますが、その解消のために一般個人住宅の建築を計画さ

れたものです。雨水については南側町道の既設側溝へ排水し、生活排水等は公共下水道へ接続されるため、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 47 番は 7 月 22 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は〇〇在住で、現在は借家生活をされています。今回、借家生活解消のため一般個人住宅を建設されるものです。雨水については南側の既設側溝へ排水し、生活排水等は公共下水道へ接続されるため、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 48 番、7 月 22 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、奥さんの両親が高齢であるため、介護及び同居をできるように一般個人住宅を建築されるものです。申請地はすでに地上げ及び整地がされております。境界にはブロックとフェンスを設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、雨水については雨水桝を設置し南側道路の既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号 49 番、7 月 26 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は未耕作の状態でありました。周辺には太陽光発電施設が点在している場所です。転用目的は太陽光発電施設です。生活排水等は発生せず、土地造成については、砂利を敷き整地し、簡易舗装をします。雨水は地下浸透と既設側溝へ自然流下による排水をします。盛土等はなく隣接地への影響もありません。申請地北側の土地境界には畦上に段差を設けて雨水等の流出防止をするということです。南西隣接の宅地等の境界には既設ブロックがあり、土砂流出はないということです。尚、被害防止には十分気をつけて工事をし、被害が生じた場合は責任を持って対策をするということであります。以上、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

只今、説明等が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、受付番号 41 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 41 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 42 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号　42 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 43 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 43 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 44 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 44 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 45 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 45 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 46 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 46 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 47 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 47 番は承認することに決定いたしました。続きまし

て、受付番号 48 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 48 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 49 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 49 番は承認することに決定しました。続きまして、日程第７、議案第３７号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第３７号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。今回３名の方があがってきております。〇〇さんについては更新、〇〇さんと〇〇さんについては新規でございます。〇〇さんは〇〇在住ですが、〇〇地区で和牛生産と露地野菜を中心に農業経営をされている方です。詳細については、先日配布しました総会資料の通りとなっております。ご審議をお願いします。

議長（溝口良信）

只今、事務局の説明がありましたが、今回は全体協議会が中止になりましたので、それぞれの推薦委員の説明がなかったわけですが、資料にありますように〇〇〇さんが上西委員、〇〇〇〇さんが出水委員、〇〇〇〇〇さんが杉野委員からの推薦ということであります。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

２番委員（上水広志）

〇〇さんについてですが、専業農家で年齢も 46 歳ということなので認定農業者で勧めたほうが良かったのではないですか。

事務局

一応、今回は推薦農業者であげて、今後、認定農業者になるために必要な書類等を作成する方向で進めてはいます。認定農業者の資格を取るには、5 年間の事業計画等のシミュレーションが必要なので、普及センターに行って書類作成をする方向で話はしてあるところです。今後、認定農業者になっていただくように事務局でも協

力していきたいと思っています。

議長（溝口良信）
それでは〇〇さんについては、今後、事務局の方で十分検討して、認定用業者の方向でお願いするということでいいですか。

（「はい」）

議長（溝口良信）
他に何か質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第３７号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第３８号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第３８農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 7 件 11 筆 9,930 ㎡、うち田が 7 筆 6,234 ㎡、畑が 4 筆 3,696 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 18 件 23 筆 24,114 ㎡、うち田が 9 筆 9,550 ㎡、畑が 14 筆 14,564 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 8 件 10 筆 9,052 ㎡、うち田が 5 筆 3,135 ㎡、畑が 5 筆 5,917 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 10 件 13 筆 15,062 ㎡、うち田が 4 筆 6,415 ㎡、畑が 9 筆 8,647 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 15 頁 57 番から 16 頁 63 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 17 頁 309 番から 18 頁 316 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 19 頁 317 番から 20 頁 326 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する15頁57番から16頁63番まで、及び利用権設定に関する17頁309番から20頁326番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する15頁57番から16頁63番まで及び利用権設定に関する17頁309番から20頁326番までについて承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９、議案第３９号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第３９号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）についてであります。内容については総会資料 23 頁及び先日配布しました資料の通りとなっております。詳細については、担当が3件続けてご説明いたします。

農政企画係
農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について説明いたします。今回、3件上がってきております。
案件1番が農振除外、案件2番と3番が用途変更です。合計面積が3,260㎡となっております。別添の資料も合わせて御覧ください。
まず、案件１番、申請地：宮村字川原田〇〇〇〇番、地目：田、面積：720 ㎡、こちらは農地田からの農振除外です。事業計画者：〇〇〇〇、変更理由は事業用の車両置場として利用するためです。こちらはすでに車両置場として土が入れてあり、違反転用となっています。また、周辺の水路にも土砂がいれてあるため、近隣の田に水が行かず、耕作者が大変困っていると役場の農林整備係にも相談が上がってきている状況です。今回、農振除外の許可がおりたら、水路の付替え工事をするということで耕作者や農林整備係とも協議がすんでいるということです。これについては JA とここの管理水路組合からも問題ないと答えを頂いております。また、昭和53年完了の県の補助整備事業が入っている関係で、県の土地改良の担当部局にも確認をしたところ、水路の付替えを含めて問題ないという返事を頂いております。

続きまして、案件２番、申請地：蓼池字川原〇〇〇〇番、地目：田、面積：660 ㎡、こちらは農地田から農業用施設用地への用途変更です。事業計画者：有限会社　〇〇〇〇、変更理由は既存鶏舎施設の拡充及び搬出用車両の駐車場設置です。こちらも無断転用で鶏舎の横にある農地に土を入れて、だいぶ前から駐車場として利用しているところです。前から用途変更の相談を受けていましたが、町としては無断転

用になるので、一旦農地に戻してから転用申請を上げるように指導していたところですが、県の北諸農林振興局に相談をしたところ、何年もこういう案件で事業相談も困っている状況であれば、県としても例外として認めないでもないという事でしたので、今回用途変更をあげたところです。こちらも JA と当該地域を管理する勝岡土地改良区からも、特に問題ないという返答を頂いております。

続きまして、案件３番、申請地：餅原字的場〇〇〇番〇他 1 筆、地目:田、合計面積：1,880 ㎡、こちらは農地から農業用施設用地への用途変更です。事業計画者：〇〇〇〇、変更理由は規模拡大に伴う牛舎、飼料置場の設置です。こちらは本人が県の補助事業を使って、牛舎等の拡張をしたいということで県に申請を済まされていると聞いております。また、県の補助事業の審査結果が今年の 10 月に出るということです。審査の結果が不採択となった場合、今回用途変更を申請した土地については、また編入をすると本人から聞いております。こちらも JA と蓼池土地改良区から特に問題ないと返答を頂いております。
別添の資料 1 頁から 8 頁が案件 1 番、9 頁から 17 頁が案件 2 番、18 頁から 26 頁が案件 3 番の資料になります。案件 1 番の土地利用計画図は 5 頁になります。案件 2 番の土地利用計画図は 14 頁になりますが、先日、事務局と現場確認をしたのですが、現地に鶏の死骸を棄てるコンクリートの施設があるのですが、現在は法律が変わって、死骸を廃棄できなくなって使用されておりません。今回の用途変更の許可がおりたら、その施設は取壊しをしたいということです。案件 3 番の土地利用計画図は 22 頁と 23 頁になりますが､22 頁の左側が既存の牛舎で右側が新規の牛舎になるのですが、既存の牛舎と新規の牛舎の間に水路が通っています。現在は水路が潰されて水路がない状態なのですが、事務局と現地確認した際に、水路は今後どうするのかという協議を本人も含めてしたのですが、今回用途変更の許可が下りた際には水路の払下げの申請をしたいということでした。以上です。

議長（溝口良信）
只今、担当から説明を受けましたが、農業委員の皆さんで現地調査をしていただいていれば、現状等を報告していただくと有り難いと思います。

５番委員（馬渡芳文）
案件 1 番ですが、申請人は自動車板金塗装業及び自動車修理工場を経営されています。事業拡大により事業地の敷地拡張のために隣接地を購入されたのですが、その敷地に田んぼが付いており、その田んぼを駐車場として利用していますが、違反転用になるため、前から色々と問題があり、中々、前に進まない状態が続いている土地です。宅地とその田んぼの間に水路が通っていて、その水路を申請人が駐車場として利用するために、無断で埋めてしまったために、周辺の農地の排水路が無くなり、雨が降った場合は田んぼが水に浸かってしまう状態になっています。それをどう解決するかということで役場とも色々相談をした結果、これは農振除外しないと

水路の付替え等の問題も前に進まない案件であるということで、今回、農振除外の申請を上げたところです。

４番委員（下石昭廣）
今、説明があった通りで、懸案の周辺の耕作者からすると、どうにか解決をしないといけないという長年の問題になっている土地であります。農振除外について、賛成を前提に少し確認をしたいことがあります。資料の５頁の土地利用図に既存の水路と新しく付替え工事をする水路が図面に入ってないのですが、そこはどうなっていますか。

事務局
申請人とは農振除外の許可がおりたら、田んぼの外回りに水路の付替え工事をするということで農林整備係、土地改良区とも協議がすんでおります。

５番委員（馬渡芳文）
土地利用図に水路の位置が入ったものと資料の差し替えをした方がいいと思います。

事務局
はい。わかりました。

４番委員（下石昭廣）
土地利用図にそれが入っていなかったので確認をしたところです。水路の付替えが実現すれば、長年の色々な問題も解決すると思います。

事務局
この案件は申請人が宅地と一緒に土地を購入したが、御存知の通り農地は農振除外をして転用申請をしないと名義が直らないので、長年手続きをしないままであったものを、正式に手順を踏んで登記も直るようして、水路の付替え等もするということで、今回申請が上がってきた事案です。

４番委員（下石昭廣）
水路に関して、先のことを懸念したとき、申請人の所有地に水路を通した場合、地権者が救済を町がしてくれるのかという話になった場合のことまで話を整理していたほうがいいのではないかと思います。

議長（溝口良信）
私が馬渡委員に話を聞いたところでは、そこのからみもあって、それを解決するためには、既存の水路については、申請人に払下げをして、新たに付替えをした水路

については、今回除外する農地を分筆して三股町の名義にするというところまで、協議がすんでいるのですね。

事務局
やり方としては申請人に既存の水路部分を払下げして、新しく付替えする水路を交換するという方法になります。

議長（溝口良信）
交換でも分筆して登記まできちんとやらないと、今後また問題が起こる可能性があります。

事務局
それについては現場に測量会社が入って測量がされているということですので大丈夫だと思います。

議長（溝口良信）
私も現場を見に行きましたが、ちゃんと測量の旗がたっていました。しかし、交換時の整理を登記まできちんとしておかないと、後で色々問題になると思います。

事務局
はい。わかりました。

２番委員（上水広志）
今、話を聞いて経緯は大体わかりましたが、平成 29 年に売買されたものが、どうして所有権移転できなかったのですか。

事務局
先程も説明しましたが、宅地部分は名義がすでに替わっていますが、農地については正規の手順を踏んで手続きをされなかったために名義を替えられなかったということです。

２番委員（上水広志）
違反転用の場合は色々な罰則もありますので、始末書のみで追認を安易に認めていくと示しがつかないということになるかと思います。

事務局
今回の２件の案件は、長年指導していても手続きがされていなくて、今回やっと正規の手続きをすることができた事案です。

２番委員（上水広志）
違反転用とか知らない人もいると思うので、回覧板等で罰則があることや転用申請の手続きが必要ということを周知徹底したほうがいいと思います。

事務局
手続きが必要ということは回覧板に載せてはいます。

事務局
年に２回位回覧板に載せてはいるのですが、今後も農業委員や推進委員さんに農地パトロールをしてもらいながら、事務局としても指導をしていきたいと思っています。宜しくお願いします。

議長（溝口良信）
案件 2 番と 3 番については農業委員の現地調査はされてないですか。

３番委員（内村介貞）
話には聞いていましたが、3 番の案件で既存の牛舎と新設する牛舎の間に水路がある事自体知りませんでした。事務局の話で用途変更の許可が下りれば、水路については払下げをするということなので問題はないと思います。

４番委員（下石昭廣）
周辺の農地には何も影響はないですか。

３番委員（内村介貞）
周辺の農地は申請人の農地なので問題はないと思います。

事務局
隣接地とは段差があって、申請地より隣接地のほうが高くなっているので特に影響はないと思います。水路も現況は埋めてあるので形もない状態です。

４番委員（下石昭廣）
周辺に影響がないのなら、問題ないですね。

議長（溝口良信）
案件 2 番については先程の説明でいいですね。

（「はい」）

議長（溝口良信）
他に何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、議案第３９号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について、案件ごとに採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
それでは、案件番号１番の農振除外について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、案件番号１番は承認することに決定いたしました。続きまして、案件番号２番の用途変更について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、案件番号２番は承認することに決定いたしました。続きまして、案件番号３番の用途変更について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、案件番号３番は承認することに決定いたしました。
以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第７回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10時30分